

「栄町第二庁舎利活用計画（案）」へのご意見を募集します

～市民意見公募(パブリックコメント)のお知らせ～

市では、新庁舎移転後の栄町第二庁舎の利活用に向けて、導入機能、概算事業費、スケジュールなどをまとめた「栄町第二庁舎利活用計画」を策定する考えです。

このことについて、案の概要がまとまりましたので、広くご意見(パブリックコメント)を募集いたします。意見がある方は、次のとおり提出してください。

■ 公表・意見募集期間

令和6年2月15日(木) ～ 令和6年3月15日(金) ※最終日午後5時必着

■ 意見を提出できる方

次のいずれかに該当する人が意見を提出することができます。

- ① 市の区域内に住所を有する方
- ② 市の区域内に通勤、通学する方
- ③ 市の区域内で活動する個人または団体

■ 意見の提出方法

- ・ 所定の様式(閲覧場所に設置又はホームページ掲載の様式をダウンロード)を使用するか、任意の様式に氏名、年齢、性別、電話番号等(法人等の場合は、名称、所在地、電話番号)を記入し、企画調整課まで直接持参するか、電子メール、ファクス、郵送により企画調整課まで提出してください。
- ・ 住所または所在地が会津若松市以外の方は、上記の②または③のうちで該当する区分と、学校名、法人名など所属する団体名を明記してください。

※ 意見内容の確認が必要になる場合がありますので、必ず電話番号を記入してください。

※ 匿名や電話での意見の提出は受付できませんのでご注意ください。

※ 提出していただいた書面はお返ししませんのでご了承ください。

※ お寄せいただいたご意見については公表しますが、氏名などの個人情報が公表されることはありません。

※ 個々のご意見に対し、直接ご本人への回答はいたしませんのでご了承ください。

■ 意見の提出先

- ・持 参 市役所迫手町第二庁舎 2階 企画調整課
(土・日曜日、祝日・年末年始(12月29日から1月3日)を除く、午前8時30分から午後5時まで)
- ・電子メール kikaku@tw.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp
- ・ファクス 0242-39-1400(企画調整課直通)
- ・郵 送 〒965-8601 東栄町3番46号 会津若松市 企画調整課 宛

■ 閲覧場所

素案の内容は、会津若松市ホームページに掲載しているほか、次の場所で閲覧することができます。

※会津若松市ホームページ <https://www.city.aizuwakamatsu.fukushima.jp>

	閲覧できる場所	閲覧できる日時
1	企画調整課(追手町第二庁舎 2階)	月～金曜日 午前8時30分～午後5時
2	市政情報コーナー(追手町第二庁舎 2階)	//
3	湊市民センター	//
4	大戸市民センター	//
5	北市民センター	//
6	南市民センター	//
7	一箕市民センター	//
8	東市民センター	//
9	北会津支所(まちづくり推進課)	//
10	河東支所(まちづくり推進課)	//
11	生涯学習総合センター(會津稽古堂)	月～土曜日 午前9時～午後7時 日曜日 午前9時～午後6時 (休館日を除く)

※ 本件に関するお問い合わせは、企画調整課(下記)までお願いします。

(市政情報コーナー、各市民センター、各支所、生涯学習総合センターには担当がおらず、詳しいお問い合わせにはお答えできません。あらかじめご了承ください。)

【お問い合わせ先】

会津若松市役所 企画調整課

TEL: 0242-39-1201 (直通)